

豊橋市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例  
(仮称) の考え方について

令和6年7月8日

環境部 ゼロカーボンシティ推進課

## 目 次

1	条例制定の背景・趣旨・・・・・・・・・・	3
2	豊橋市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例（仮称）の骨子・・・・・・・・	5
3	スケジュール・・・・・・・・・・	6
4	他自治体の太陽光発電事業関連条例の制定状況・・・・・・・・・・	7

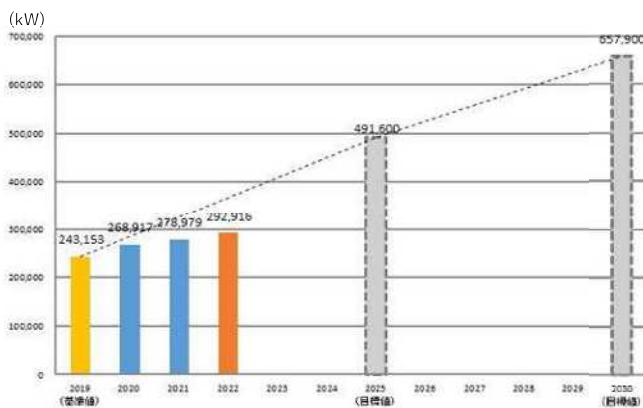
# 1 条例制定の背景・趣旨

## (1) 背景

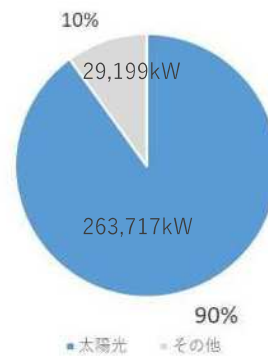
本市は、2021年11月にゼロカーボンシティ宣言を行い、第2次豊橋市地球温暖化対策地域推進計画を定めて2030年度の温室効果ガス排出量を2015年度比46%削減、2050年度でのゼロカーボンシティ実現を目指しており、その実現のため、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの導入を促進しています。

2022年度の再生可能エネルギー設備の市内における設置容量は、基準値である2019年度と比較して49,763kW増加し292,916kWとなりましたが、第2次豊橋市地球温暖化対策地域推進計画により設定している2025年度の目標値である491,600kW及び2030年度の目標値である657,900kWを達成するためには、再生可能エネルギー設備の導入をより一層促進していく必要があります。

再生可能エネルギー設備の設置容量の推移



2022年度再生可能エネルギー設備の設置容量の割合



こうしたなか、再生可能エネルギー設備のなかでも太陽光発電設備は、2022年度における再生可能エネルギーの設置容量全体の90%を占めており、目標達成へ向けて大きな役割を担っています。

しかしながら、太陽光発電設備の普及に伴い、設置に起因する土砂の流出や、不十分な維持管理による住民の生活環境への悪影響といった問題が国内の各地で生じており、今後、市内においても太陽光発電設備の導入促進により様々な問題が増えることが懸念されます。

また、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく認定を受けていない太陽光発電設備については、本市で設置状況や設置者等を全て把握できない状況となっており、そ

のような設備で問題が発生した場合に対処できない可能性も懸念されます。

その他、太陽光発電事業を行う者（以下「事業者」といいます。）と地域住民とのコミュニケーション不足により、太陽光発電事業に対する理解が得られず、両者のトラブルに発展する事例も発生しています。

## （２）趣旨

このような課題への対策として、太陽光発電設備の適正な設置や維持管理により、住民の生活環境及び自然環境の保全等を図ることを目的とする条例の制定を目指します。

条例では、太陽光発電設備の設置を推奨しない区域として「抑制区域」を設定するとともに、設置状況を把握するため市への届出を義務付けます。併せて、適正な設備の設置、維持管理及び撤去をしない事業者に対しては、市が指導できることとします。

さらに、太陽光発電設備の設置工事に着手する前に、太陽光発電事業についての説明会を地域住民に対して開催することを事業者に義務づけ、理解が得られるよう努めるものとします。

## 2 豊橋市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例 (仮称) の骨子

### (1) 目的

この条例は、太陽光発電設備の設置及び管理について、基本的かつ必要な事項を定めることにより太陽光発電設備の適正な導入を促進し、もって太陽光発電設備により発生する災害の防止並びに地域住民等の生活環境及び自然環境の保全等を図ることを目的とします。

### (2) 条例の対象

太陽光発電設備の出力が10キロワット以上（建築物に設置されるものを除きます。）

### (3) 事業者（太陽光発電事業を行う者）の責務等

- ・太陽光発電設備に起因する災害発生の防止並びに地域住民の生活環境及び自然環境の保全のために必要な措置を講じるよう努める。
- ・太陽光発電事業（以下「事業」といいます。）について地域住民の理解を得るよう努める。

上記のほか、事業者に適正な太陽光発電設備の設置及び管理をさせるため、次に掲げる手続等を義務付けます。

- ・太陽光発電設備の設置についての市との事前協議
- ・地域住民への事業についての説明会の開催
- ・設置工事の着手、変更、完了及び中止の際の市への届出
- ・事業区域への事業についての標識設置
- ・事業を承継した場合の市への届出
- ・太陽光発電設備の適切な維持管理
- ・事業区域外へ支障が生じた場合の復旧及び再発防止のための措置
- ・事業を廃止する場合の市への届出及び適正な設備の撤去

### (4) 抑制区域

市長は、災害発生の防止、自然環境の保全、文化財の保護及び良好な景観の保全を図るため、特に配慮が必要と認められる区域を事業区域に含めないよう周知します。

### (5) 実効性確保

#### ア 報告・資料の徴収等

市長は、条例の目的を達成するために必要があると認めるときは、事業者に対

し、次に掲げる手段をとることができます。

- ・事業者から報告、資料の徴収
- ・事業区域又は事業所へ立入調査
- ・必要な措置を講じるよう指導、助言

イ 勧告

市長は、事業者の義務を履行させるため、必要な措置をとるよう勧告することができます。

ウ 公表

市長は、事業者が勧告に従わないときは、その事実を公表することができます。

エ 命令

市長は、事業者が勧告に従わないときは、必要な措置をとるよう命令することができます。

オ 過料

市長は、事業者が命令に従わないときは、過料に処します。

(6) 施行時期

令和7年7月1日

(7) 経過措置

この条例の施行日前に既に太陽光発電事業に着手している事業者については、地域住民への説明会や工事着手の届出等の手続きは必要ありません。

### 3 スケジュール（予定）

年	月	項目
令和6年	7	環境審議会
	8	環境経済委員会
	9	パブリックコメント
	12	条例案提出
令和7年	1	周知
	7	施行

## 4 他自治体の太陽光発電事業関連条例の制定状況

(1) 令和6年3月29日現在公布済み 276 条例 (県：8 条例、市町村：268 条例)

(2) 中核市、県内市及び近隣市 (令和6年5月末現在)

区分	自治体	施行日	条例の対象	設置手続				区域指定		罰則
				事前協議	説明会等	届出	許可	抑制区域	禁止区域	
中核市	石川県 金沢市	R5.4.1	・発電出力が20kW以上	○	○	○ (指定の区域外)	○	○	○	—
	滋賀県 大津市	R5.5.26 改正	・発電出力が50kW以上 ・事業区域の面積が1,000㎡以上 ほか	○	○	—	○	○	○	—
	群馬県 前橋市	R5.6.27 改正	・市が指定した特別保全地区内の全ての設備	○	○	—	○	—	—	—
	山口県 下関市	R5.7.1	・発電出力が10kW以上	○	○	○	—	—	—	—
	群馬県 高崎市	R5.9.29 改正	・市が指定した特別保全地区内の全ての設備	○	○	—	○	—	—	—
	和歌山県 和歌山市	R6.3.22 改正	・事業区域の面積が25ha以上、又は民有林の面積が0.5ha以上	○	○	—	○	—	—	—
	長野県 松本市	R6.4.1	・発電出力が10kW以上	○	○	—	○	○	○	—
	大阪府 高槻市	R6.7.1	・面積が10,000㎡以上 ・面積が500㎡以上で保全区域を含む	○	○	○	—	○	—	—
県内市	愛知県 瀬戸市	R1.10.1	・事業区域の面積が1,000㎡以上 ・出力が50kW以上	○	○	—	○	—	—	○
	愛知県 大府市	R3.7.1	・事業区域の面積が1,000㎡以上	○	○	—	○	—	—	○
	愛知県 新城市	R5.4.1	・全ての設備	○	○	○	—	—	○	○
近隣市	静岡県 湖西市	R4.7.1	・発電出力が10kW以上	—	○	—	○	○	—	—
	静岡県 浜松市	R5.9.19 改正	・発電出力が20kW以上	—	○	○	—	—	—	—
	豊橋市		・発電出力が10kW以上	○	○	○	—	○	—	○